平成２５年（フ）第６５号
青森県上北郡おいらせ町青葉９丁目140番地1779　F191―D
債務者　高田江利子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１９７号
静岡県沼津市大岡2414番地の１　静コーポ205
債務者　上原　　宏
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
岡山県倉敷市沖40番地３　セジュール三島Ｂ―102
債務者　田村美知子（旧姓大空）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
熊本県八代市上野町1234番地２
債務者　紫垣　貴尚
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１２１号
茨城県石岡市貝地１丁目１番32号、前住所茨城県小美玉市羽鳥2381番地28
債務者　太田　　治
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３３４号
埼玉県ふじみ野市亀久保２丁目10番15―201号
債務者　山本　泰司
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１６号
埼玉県秩父市下影森1175番地４
債務者　大野　隆久
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
三重県松阪市垣鼻町1000番地１　清生町団地15棟319号
債務者　藤江　信弥
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第２４号
福岡県京都郡苅田町京町２丁目19番地８
債務者　宮原　正典
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
福岡県行橋市大字下津熊888番地５　ヴィラシャーメゾン行橋クイント102号
債務者　面田　俊幸
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
北海道室蘭市高平町６番地の38
債務者　代田　善広
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第９号
北海道名寄市東１条南９丁目１番地10　カトウハイツ公園通り203号
債務者　吉田　留美（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第１１号
北海道網走郡大空町女満別東陽２丁目５番３―205号東陽公住
債務者　佐藤　茂雄
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
北海道網走郡大空町女満別東陽２丁目５番３―205号東陽公住
債務者　佐藤　美雪（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
盛岡市中屋敷町７―35　サンハイツ中屋敷Ｄ―120、住民票上の住所盛岡市津志田中央２丁目13番３号　アパートメント1040Ｂ―201号
債務者　浦谷　由里
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６６号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2311番地の23中西ヘーベルメゾン101号、前住所群馬県伊勢崎市上諏訪町2169番地７
債務者　原嶋　恵美（旧姓神藤）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１３８号
群馬県高崎市石原町1480番地１　アメニティ102号
債務者　宮内　　進
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部